

所得税及び復興特別所得税の確定申告

申告・納税は3月16日(月)までをお願いします。

※午前8時までは役場庁舎への入館をお断りしています(詳細は20ページ参照)



申告が必要な人

① 給与と所得がある人

● 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人

● 給与を1カ所からもらって

いて、各種の所得金額（給与と所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人

● 給与を2カ所以上からもらっていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与と所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人

② 年金などの受給者

● 公的年金などの所得金額から所得控除を引いて、残額がある人

● ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつそれ以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は不要です。しかし、

その場合でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは6ページをご覧ください。

※確定申告が不要な人でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合には、申告が必要です。

③ 退職所得がある人

● 一般的には不要ですが、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合は申告が必要です。

④ その他

● 各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を引いて、残額がある人など

還付申告ができる人

● 給与などから源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が、年間の所得税及び復興特別所得税額よりも多いときは、確定申告で納

め過ぎた税の還付を受けられます。

● 給与と所得がある人なら次のような場合に、原則、還付申告ができます。

● 多額の医療費を支出した場合

● 特定の寄付をした場合

● 一定の要件のあるマイホームを取得するなどし住宅ローンがある場合

● 年の途中で退職したため年末調整を受けておらず、

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を納め過ぎている場合など

申告書の作成・提出方法

● 申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます（案内に従って入力すれば、税額などは自動計算されます）。

● して昭和税務署（〒467-8510 名古屋瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4）に郵送してください。電子証明書やICカードリーダーなどの環境が整っている人は「e-Tax」をご利用ください。

申告書の「復興特別所得税額」欄の記載を忘れないよう注意してください。

確定申告書 A

確定申告書 A (FA0110) の一部。左側の欄に「再差引所得税額 (基準所得税額) (34)」、「復興特別所得税額 (34) × 2.1% (35)」、「所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35) (36)」と記載されている。右側の「所得の区分」欄には「復興特別所得税額」の項目があり、その欄に丸印がつけられている。

確定申告書 B

確定申告書 B (FA0120) の一部。左側の欄に「再差引所得税額 (基準所得税額) (40)」、「復興特別所得税額 (40) × 2.1% (41)」、「所得税及び復興特別所得税の額 (40 + 41) (42)」と記載されている。右側の「所得の区分」欄には「復興特別所得税額」の項目があり、その欄に丸印がつけられている。

町・県民税の申告

確定申告の必要がない人も、町・県民税の申告が必要な場合があります。

申告しないと、控除が適用されず、町・県民税が高くなったり、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に影響することがあります。

申告が必要な人

平成27年1月1日現在、町内に住所がある人で、次のいずれかに当てはまる人

- 前年に所得はあるが、確定申告をする必要がない人
- 前年に所得がなく、同じ世帯内の誰にも扶養されていない人
- 前年に所得がなく、国民健康保険に加入している人（申告の有無で、額が変わる場合があります）
- 確定申告が不要な公的年金受給者のうち、町・県民

税を計算する上で必要な所得控除（扶養控除、各種保険料控除、医療費控除など）の追加が必要な人

申告をしなくてよい人

- 平成26年分の確定申告書を提出した人、提出する人
- 所得が給与所得のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人
- 所得が公的年金所得のみで、年金支払報告書（公的年金などの源泉徴収票）に記載されている所得控除以外に追加する所得控除（扶養控除、各種保険料控除など）がない人

申告書を送付します

昨年申告書を提出した人に、町・県民税の申告書を2月上旬に郵送します。必要事項を記入の上、3月16日（月）までに返信してください。新たに申告が必要な人や申告書が届かない人

は申告会場や税務課窓口で受け取ってください。

役場で職員が入力します

計算方法や申告書の記載方法などが分からない場合は、必要書類（左ペーシ参照）と白紙の申告書を持って、役場で行う確定申告相談（左ペーシ参照）にお越しください。町職員がパソコンで申告書を作成します。

※町・県民税の申告は、申告期間（2月16日～3月16日）以外でも、役場税務課で随時受け付けています。

住宅借入金等

特別控除申告

平成26年中に住宅ローンを利用して家を新築した人や、中古住宅を購入・増改築などした人は、一定の要件に当てはまれば、所得税及び復興特別所得税の税額控除が受けられます。

申告が必要ですが、給与所得者は1年目に確定申告をする、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

●申告相談会

この控除の申告相談会を次の日程で開催します。
とき 2月5日（木）、6日（金）①午前10時～11時30分②午後2時～3時30分（1日2回開催）

※受け付けはそれぞれ①午前9時30分～10時②午後1時30分～午後2時

※控除を受けるための要件

や申告に必要な書類は、国税庁ホームページで確認するか、税務署にお問い合わせください。

●オンライン請求

この申告に必要な登記事項証明書は、オンラインでの請求が出来ます。※窓口請求：1通600円、オンライン請求：1通500円（郵送料込み・窓口受け取

りなら1通480円）

自宅のパソコンで午後9時まで請求できます。

問い合わせ 名古屋法務局 民事行政調査官室 ☎052(952) 8170

税務署の

確定申告相談

平成26年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書の作成（パソコンで作成）と受け付けを行います。

とき 2月12日（木）～3月16日（月）午前9時15分～午後5時 ※ただし2月22日（日）、3月1日（日）以外の土日は除く。

ところ 電気文化会館5階 名古屋市中区栄2-2-5（地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分）※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。
そのほか ①申告書の作成には時間を

申告に必要な書類など

こんな人	必要な書類など
全員	収入や経費の分かる書類（給与や年金の源泉徴収票の [●] 原本、事業の収支内訳書や帳簿書類など）、印鑑（認め印可）
還付を受ける人	申告者本人名義の通帳など
昨年以前に、パソコン（イータックス）を使って確定申告をした人	イータックスの利用者識別番号と暗証番号の分かるもの（すでに取得している人のみ）※昨年以前に、役場の申告相談で、パソコン（イータックス）を使って申告した人には、緑色の封筒に入れてお渡ししてあります。そちらをお持ちいただくと、スムーズに作成できます。
社会保険料控除を受ける人	払込証明書
生命保険料控除を受ける人	生命保険料支払証明書
地震保険料控除を受ける人	地震保険料支払証明書
障害者控除を受ける人	障害者手帳・障害者控除対象者認定書
医療費控除を受ける人	医療費の領収書、補てんされる保険金などの金額の分かるもの ※医療費の合計金額をあらかじめ計算しておいてください。
寄付金控除を受ける人	寄付先から交付を受けた受領書など

※必要書類は申告内容により異なります。詳しくは、昭和税務署へお問い合わせください。

要します。午後4時までに会場にお越しください。

②混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

③この期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。ご了承ください。

役場での

確定申告相談

「所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告」と「町・県民税の申告」ができます。職員がパソコンで申告書を作成します。

とき 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日は除く

受付時間 午前9時～午後3時(役場庁舎の玄関は午前8時に開錠)

相談時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

ところ 役場2階大会議室

注意事項

①譲渡所得や贈与税に関する相談は役場では受けられません。税務署の確定申告

相談をご利用ください。(右ページ参照)

②混雑状況により、受け付けをお断りする場合があります。

③2月16日(月)～27日(金)は税理士による無料申告相談期間です。

④右記③および3月2日(月)～16日(月)に来た

確定申告Bの人には、受付時に番号札を配布します。

午後の部の番号札は、午前の部がなくなり次第配布するため、午後の部の開始時間には受け付けが終了している場合があります。

問い合わせ

所得税・贈与税・消費税の申告関係

▼昭和税務署 ☎052(881)8171 ※音声案内

に従い、用件に応じた番号を押してください。

町県民税の申告関係

▼役場税務課 ☎0561(38)3111 (内線2176～78)